

参考資料

1 策定経過	45
2 策定方針	49
3 総合振興計画審議会	54
4 策定委員会	58

1 策定経過

※小川町第5次総合振興計画の策定作業と一体的に進めました。

平成26年 6月27日（火）第5次小川町総合（振興）計画内部打合せ（以降隨時）

- ・アンケート調査・策定スケジュール等協議

平成26年10月24日（金）第5次小川町総合（振興）計画策定について課長会議に報告

平成26年11月 6日（木）住民意識調査「あなたの声をお聞かせください」発送

- ・調査対象：町内に在住の18歳以上の男女

- ・対象者数：1,000人

- ・回収数：585人（回収率：58.5%）

中学生「ぼくのまち、わたしのまち」アンケート実施

- ・調査対象：小川町立中学校3校の3年生

- ・対象者数：255人

- ・回収数：240人（回収率：94.1%）

平成27年 5月 1日（金）審議会委員（3号委員）募集開始

広報おがわ5月号 5月21日締切

平成27年 5月27日（水）業務委託契約締結

平成27年 6月 3日（水）審議会委員（3号委員）選考

平成27年 6月11日（木）第1回策定委員会・第3回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・合同会議の概要等について

- ・地方版総合戦略の考え方

平成27年 6月11日（木）～ 6月30日（火）

総合振興計画施策評価及び提案に係る照会（各課）

平成27年 7月 1日（水）「地区別懇談会」「出張座談会」開催について 広報おがわ 掲載

平成27年 7月 2日（木）高校生対象「進路等」に関するアンケート実施

- ・調査対象：小川高校及び小川町に在住の高校2・3年生

- ・対象者数：957人

- ・回収数：591人（回収率：61.8%）

事業所対象「操業」に関するアンケート実施

- ・対象数：町内734事業所（抽出方法：2015年度版電話帳等）

- ・回収数：327事業所（回収率：44.6%）

転出・転入者対象「住み心地」に関するアンケート実施

- ・調査対象：転出者及び転入者

- ・対象者数：1,230人

- ・回収数：187人（回収率：15.2%）

平成27年 7月14日（火）審議会委員（1・2号委員）の選出

平成27年 7月23日（木）第1回作業部会合同会議開催

- ・部会長、副部会長及び部会員の指名について

- ・策定方針について

- ・基礎調査概要について

- ・人口ビジョンについて

平成27年 7月27日（月）第2回策定委員会・第4回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・策定方針について
- ・基礎調査概要について
- ・人口ビジョンについて

平成27年 7月30日（木）第1回小川町総合振興計画審議会・第1回総合戦略推進会議 合同会議開催

- ・策定方針について
- ・基礎調査概要について
- ・人口ビジョンについて
- ・会議の公開について

平成27年 8月 1日（土）～ 2日（日）地区別懇談会開催

地 区 名：小 川 地 区（35行政区）参加者73名

大 河 地 区（ 9行政区）参加者24名

竹 沢 地 区（ 8行政区）参加者26名

八 和 田 地 区（13行政区）参加者35名

東 小 川 地 区（ 6行政区）参加者24名

みどりが丘地区（ 5行政区）参加者21名

平成27年 8月20日（木）第3回策定委員会・第6回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・町民意向について
- ・総合振興計画基本構想の構成について
- ・地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（上乗せ交付分）に係る実施計画について
- ・作業部会について

平成27年 8月26日（水）第2回小川町総合振興計画審議会・第2回総合戦略推進会議 合同会議開催

- ・総合振興計画・総合戦略に係る意見交換

平成27年 8月29日（土）出張座談会開催（深田区民センター）

平成27年 9月13日（日）出張座談会開催（中央公民館2階大会議室）

平成27年 9月15日（火）出張座談会開催（図書館2階大会議室）

平成27年 9月17日（木）第4回策定委員会・第7回総合戦略推進本部会議 合同会議開催

- ・人口ビジョン（素案）について
- ・総合戦略骨子（案）について
- ・総合振興計画基本構想（素案）について

平成27年 9月17日（木）出張座談会開催（みどりが丘自治会館）

平成27年 9月25日（金）出張座談会開催（大塚地内）

平成27年10月 2日（金）第3回小川町総合振興計画審議会・第3回総合戦略推進会議合同会議開催

- ・人口ビジョン（案）について
- ・総合戦略（骨子）について
- ・総合振興計画基本構想（案）について

平成27年10月13日（火）第4回小川町総合振興計画審議会開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について

平成27年10月22日（木）第5回策定委員会・第8回総合戦略推進本部会議合同会議開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・総合振興計画前期基本計画（案）について
- ・総合戦略について

平成27年10月27日（火）第5回小川町総合振興計画審議会・第4回総合戦略推進会議合同会議開催

- ・総合戦略（案）について
- ・総合振興計画前期基本計画（案）について

平成27年11月 4日（水）第4回作業部会（産業建設作業部会）

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・前期基本計画（素案）について

平成27年11月 5日（木）第4回作業部会（総務部会）、（厚生文教作業部会）

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・前期基本計画（素案）について

平成27年11月12日（木）第5回作業部会合同会議開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・前期基本計画（素案）について
- ・国土利用計画（素案）について

平成27年11月20日（金）第6回策定委員会・第9回総合戦略推進本部会議合同会議開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・総合振興計画前期基本計画（案）について
- ・国土利用計画（案）について

平成27年11月26日（木）第6回小川町総合振興計画審議会開催

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・総合振興計画前期基本計画（案）について
- ・国土利用計画（案）について

平成27年12月 1日（火）第7回策定委員会

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・総合振興計画前期基本計画（案）について
- ・国土利用計画（案）について

平成27年12月 7日（月）第6回作業部会合同会議開催

- ・国土利用計画（素案）について

平成27年12月15日（火）第8回策定委員会

- ・総合振興計画基本構想（案）について
- ・総合振興計画前期基本計画（案）について
- ・国土利用計画（案）について

平成27年12月18日（金）第7回小川町総合振興計画審議会・第5回総合戦略推進会議合同会議開催

- ・総合戦略について
- ・総合振興計画に係る答申（案）について
- ・国土利用計画（案）について

平成27年12月22日（火）～平成28年 1月21日（木）パブリックコメント実施

- ・総合振興計画基本構想（案）

- ・総合振興計画前期基本計画（案）
- ・総合戦略（案）

平成27年12月28日（月）第9回策定委員会

- ・国土利用計画（案）について

平成28年 1月 7日（木）第8回小川町総合振興計画審議会開催

- ・国土利用計画に係る答申（案）について

平成28年 1月 8日（金）～平成28年 2月 7日（日）パブリックコメント実施

- ・国土利用計画（案）

平成28年 1月26日（火）国土利用計画（案）埼玉県庁 土地水政策課と調整

平成28年 2月16日（火）町議会で小川町第5次総合振興計画基本構想（案）を議決

平成28年 2月22日（月）小川町第4次国土利用計画（案）町長決裁

2 策定方針

※小川町第5次総合振興計画の策定方針に国土利用計画を位置づけています。

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 本町計画の経過

小川町では、平成18年3月に「小川町第4次総合振興計画」を策定し、“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像にまちづくりを進めており、平成18年12月にはホンダ寄居工場建設の発表を受け、関連企業等の誘致を図る必要性から基本構想の土地利用構想の一部を変更しました。また、平成23年3月には「後期基本計画」を策定し、「小川町第4次総合振興計画」の推進を図ってきました。

この10年間の中で、町内の大きな変化としては、ホンダ小川エンジン工場の稼働、東日本大震災の経験、細川紙ユネスコ無形文化遺産登録の実現などがありました。

町の人口問題については、第4次計画においても主要な課題としていましたが、人口減少傾向はその後も続き、平成22年国勢調査では32,913人となり、ピーク時の平成7年国勢調査人口37,822人から約5,000人減少しています。また、高齢化率は25.0%となり町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

平成23年3月の東日本大震災では、町内でも建物損壊が150件発生しており、防災に対する意識も高まっています。

バブル経済の崩壊とリーマンショックといわれる世界的経済不況に本町も大きな影響を受け、地域経済と町財政に大きな影を落としました。その後、経済はゆるやかな回復の兆しがみられますが、地方財政の三位一体の改革は、地方交付税の大幅な削減をもたらし、依然として厳しい財政運営を余儀なくされています。

(2) 国の動向

急激な人口減少、少子化、これまで経験したことのない異次元の高齢化の進展、巨大災害の切迫、インフラの老朽化、地球環境問題、ICTなどの技術革新といった時代潮流を踏まえ、国では、平成26年7月に“対流促進型国土の形成”をめざした「国土のグランドデザイン2050」を示しています。

また、全国的な人口減少の歯止めや東京圏への人口の過度の集中を是正するため、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』と『まち・ひと・しごと創生総合戦略』が策定されました。

これをうけ、本町においても、定住促進等を推進することを目的として、『地方人口ビジョン』と今後5か年間の施策の方向性を提示する『地方版総合戦略』の策定が求められています。

(3) 県の動向

埼玉県では、平成24年6月に「埼玉県5か年計画」を策定し、県の進むべき進路として「安心の確立、成長の実現、そして自立自尊の埼玉へ」を掲げ、子育て、医療、介護、雇用、防災、人材育成、中小企業育成、農業の競争力強化、新エネルギー埼玉モデルの構築、みどりと川の再生といった12の戦略を掲げています。

(4) 計画策定の趣旨

新しい総合振興計画の3つの考え方をここに示します。

第一は、町の活性化です。第4次計画では計画の名称を「活気ある未来」とし、将来像である「自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち」の実現を目指してきました。新しい総合振興計画においても、こうした考え方を引き継ぎ、地域経済の活性化や町民の活動が盛んな活力ある地域づくりを進めます。

第二は、コンパクト化とネットワーク都市の形成です。人口減少、経済の低成長において、充実した住民サービスを提供していくためには、その提供範囲をコンパクトに保ちつつ、連携を強化することによりサービスの効率化を図り、これまで同様、自立都市の形成を目指したまちづくりを進めます。

第三は、町民参画の推進です。厳しい財政状況の中で行政にできることには限界があります。このため、住民にできること、地域コミュニティにできること、企業にできることなど、町民総参加によるまちづくり、協働によるまちづくりを進めていかなければなりません。そのためのしくみを構築していくことが課題であり、第5次総合振興計画は、そのためのプログラムを示すものとします。

2 計画策定の視点

以下の視点をふまえつつ、計画の策定を行います。

(1) 時代潮流へ対応した計画づくり

急激な人口減少社会の到来や異次元の高齢化、巨大災害の切迫、インフラ施設の老朽化などといった時代潮流に対して、町としての適切な対応を図ります。

(2) 町民の視点での計画づくり

政策判断の寄りどころは町民生活の向上であり、一般住民や中学生アンケートに加え、高校生や事業者、転出入者へのアンケート調査、地区懇談会等を行うとともに、これら調査結果を踏まえながら、コミュニティ活動を担う多様な主体の形成、町民との協働によるまちづくりを重視します。

(3) 地域の資源・特色、人材を活かした計画づくり

周囲を美しい山々に囲まれ、市街地中央に清流を擁する本町は、ユネスコ無形文化遺産に登録された細川紙手漉和紙技術をはじめとし、歴史と伝統に恵まれ文化を育んできました。

これらの豊かな自然、歴史や文化をまちづくりにとり入れながら、新たな資源となる可能性のある農業の取り組みや自動車産業の立地を活かした計画づくりを進めます。

(4) 安全・安心のための計画づくり

人口減少に伴う地域課題や高齢化への対応、災害への備え、地球環境問題など安全に対する不安を解消し、安心感のあるまちをつくるための計画づくりを進めます。

(5) 積み残された課題への対応

第4次総合振興計画の進捗状況を踏まえ、積み残された課題等を明らかにしつつ、新たな課題への対応を検討します。

(6) 選択と集中に配慮した計画づくり

厳しい財政運営を余儀なくされる中で、広域施設も含め、これまで整備してきた多くの公共施設等が更新時期を迎えています。

こうした中で充実した住民サービスを提供していくためには、企業誘致をはじめとした地域の活力の維持と財源の確保、行財政改革の徹底を図るとともに、より効果の高く、実効性のある事業を選択し、限られた財源を集中することとします。

3 計画の構成・内容と期間

(1) 基本構想

基本構想は、10年後的小川町の姿を定め、その実現のための施策の大綱を示します。議会の議決を経て決定されます。

今回策定する基本構想では、選択と集中の考え方に基づいて、総花的な記述は極力避けるものとします。

(2) 基本計画

基本構想を具体化するため、施策を体系的に示すもので、前期及び後期各5か年の計画です。

さらに、町民参画の場面を想定し、各分野で取り組む内容を検討します。

同時に作成する「地方版総合戦略」や「都市計画マスターplan」、「地域公共交通網形成計画」との整合にも配慮します。

(3) 実施計画

基本計画の施策を実施するために3か年の財源を明らかにするものです。ローリング方式により、毎年見直します。

4 計画策定の体制

(1) 町民参画の体制

町民参画の体制として、審議会、地区懇談会、アンケート調査などを実施します。

(2) 庁内体制

課長等による策定委員会、主幹・主席主査による作業部会を設置し、策定作業を進めます。

5 策定スケジュール

平成26年度からアンケート調査等を実施し、平成27年12月議会において基本構想の議決を経て、第5次総合振興計画全体を決定します。

平成26年度 町民アンケート調査の実施

平成27年度 策定方針の決定

町民参加の実施

基礎調査の実施

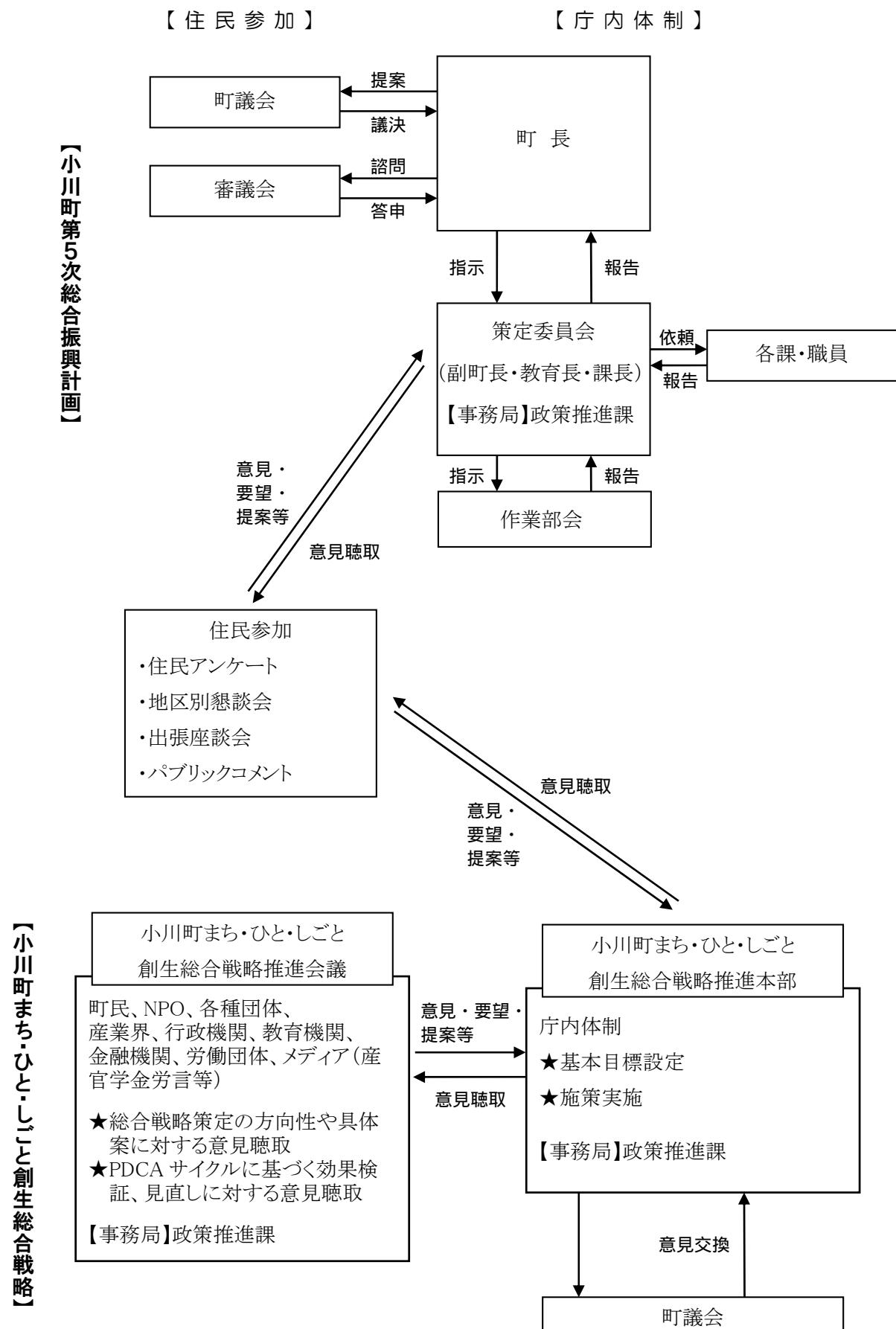
基本構想案、基本計画案、実施計画案の作成
基本構想議決（平成 27 年 12 月）
平成 28 年度～ 計画の実施

6 国土利用計画の策定

第 5 次総合振興計画の策定にあわせて、第 4 次国土利用計画を策定します。
なお、土地利用を数量的に明らかにするものであることから、基本構想の土地利用構想検討にあわせて基礎的データの収集を行います。

【参考】策定体制

※小川町第5次総合振興計画と同様の策定体制です。



3 総合振興計画審議会

※小川町第4次国土利用計画の策定については、小川町総合振興計画審議会に諮問しました。

(1) 小川町総合振興計画審議会条例

(昭和 59 年 6 月 21 日)
条例 第 11 号
改正 平成 17 年 6 月 13 日条例第 17 号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、小川町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定に関する基本的事項について審議するため、小川町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

(1) 町内の公共的団体等の代表者	7人
(2) 知識経験を有する者	9人
(3) 町民の代表者(前2号に掲げる者を除く。)	4人

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議をひらくことができない。

3 審議会は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合振興計画を主管する課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第17号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(2) 審議会委員名簿

小川町第5次総合振興計画審議会委員名簿

平成27年 9月18日現在

No.	号	氏名	役職等
1	1号委員	小久保文雄	小川町商工会長
2	1号委員	佐藤守朗	埼玉中央農業協同組合理事
3	1号委員	山岸幸男	小川町区長会会長
4	1号委員	江原隆二	比企西部地区労働組合協議会長
5	1号委員	村上紀子	小川町民生・児童委員協議会長
6	1号委員	岸田直幸	小川町社会福祉協議会事務局次長
7	1号委員	柳瀬安代	小川保育園保護者会長
8	2号委員	鈴木健史	埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所長
9	2号委員	斎藤透	埼玉県寄居林業事務所長
10	2号委員	角田敏夫	小川警察署長
11	2号委員	山口明夫	小川消防署長
12	2号委員	瀬川豊	医師
13	2号委員	松本正生	埼玉大学社会調査研究センター長（経済学部 教授）
14	2号委員	吉田稔	文化財保護委員会委員長
15	2号委員	服部昌史	NPO法人 たすけあいほつとライフ小川代表
16	2号委員	安藤和広	NPO法人 霜里学校代表
17	3号委員	大塚頼司	公募
18	3号委員	柿間栄二	公募
19	3号委員	曾根美栄子	公募
20	3号委員	高橋功人	公募

1号委員 公共的団体等の代表

2号委員 知識経験を有する者

3号委員 公募

(3) 諒問文

小政第88860号
平成27年7月30日

小川町総合振興計画審議会
会長 小久保文雄様

小川町長 松本恒夫

小川町第5次総合振興計画及び第4次国土利用計画について（諒問）

このことについて、小川町総合振興計画審議会条例（昭和59年小川町条例第11号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を下記のとおり求めます。

記

1 諒問内容

小川町第5次総合振興計画及び第4次国土利用計画の策定に関する審議

2 諒問理由

本町では、平成18年3月に“自然を愛し、人が輝き、未来を拓く活力あるまち”を将来像に「小川町第4次総合振興計画」を策定し、同年12月にはホンダ寄居工場建設の発表を受け、関連企業等の誘致を図る必要性から基本構想の土地利用構想の一部を変更してまちづくりを進めてまいりました。

この第4次総合振興計画の計画期間が、平成27年度をもって終了いたします。

この10年間の中で、町内大きな変化は、ホンダ小川エンジン工場の稼働、東日本大震災の経験、細川紙ユネスコ無形文化遺産登録の実現などがありました。

町の人口問題については、第4次総合振興計画においても主要な課題としていましたが、その後も人口減少と少子高齢化は進展しており、時代の潮流に対応した行政運営が求められています。

また、平成23年3月の東日本大震災を契機とした新たな防災対策や環境問題など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

経済はゆるやかな回復の兆しがみられますが、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、行財政改革をより一層推進し、本町の魅力ある地域資源を活用し、町民との協働を進めながら、将来にわたり魅力ある持続可能なまちづくりに取り組むため、「小川町第5次総合振興計画」の策定に関して貴審議会に諒問し、ご意見ご提言を伺うものです。

(4) 答申文

平成28年1月7日

小川町長 松 本 恒 夫 様

小川町総合振興計画審議会
会 長 小久保 文 雄

小川町第4次国土利用計画案について（答申）

平成27年7月30日付け小政第88860号で諮問のあった、小川町第4次国土利用計画案について、下記のとおり答申します。

記

答申

小川町では、「小川町第3次国土利用計画」策定後、ホンダ小川エンジン工場の稼働、東日本大震災の経験、細川紙手漉和紙技術のユネスコ無形文化遺産登録などがありました。人口問題は深刻化しつつあり、今後は、こうした町の変化や人口減少社会に適応したまちづくりが求められることを念頭に、住みよい環境づくりに努め、活力ある地域づくりを目指す必要があります。

本審議会は、小川町第4次国土利用計画案について慎重に審議を行った結果、原案を適当と認め答申といたします。

4 策定委員会

(1) 策定委員会設置要綱

小川町国土利用計画策定委員会設置要綱

(平成27年6月12日)
訓令第9号

(設置)

第1条 小川町国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）を策定するための府内体制として、国土利用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、国土利用計画の策定及び変更に関する検討及び総合調整を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員には、課長の職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数をもって成立する。

3 委員長が認めたときは、関係者を出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 策定委員会に、各種資料の調査分析や計画素案を検討するため、国土利用計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を置くことができる。

2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長、副部会長及び部会員は、職員のうちから委員長が指名する者とする。

4 部会長は、部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 部会の議長は、部会長をもって充てる。

(事務局)

第6条 委員会に関する事務を処理するため、事務局を政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年6月12日から施行する。

(2) 策定委員会委員名簿

総合振興計画・国土利用計画策定委員会委員名簿

No.	役 職	職 名	氏 名	備 考
1	委員長	副町長	福田 弘昌	
2	副委員長	教育長	小林 和夫	
3	委員	総務課長	尾崎 俊昭	
4	委員	政策推進課長	山崎 浩司	
5	委員	税務課長	村田 勇	
6	委員	町民生活課長	小澤 孝	
7	委員	福祉介護課長	鷹野 啓文	
8	委員	健康増進課長	荒井 常治	
9	委員	子育て支援課長	岡部 克美	
10	委員	環境保全課長	山岸 俊男	
11	委員	産業観光課長	飯野 豊司	
12	委員	建設課長	嶋田 憲男	
13	委員	都市政策課長	大野 義行	
14	委員	水道課長	岸野 敏彦	
15	委員	会計課長	坂田 洋子	
16	委員	学校教育課長	河野 康雄	
17	委員	生涯学習課長	櫻井 広	
18	委員	議会事務局長	塚越 幹也	
19	委員	小川町社会福祉協議会事務局長	高橋 利郎	
20	委員	小川地区衛生組合事務局長	関根 健之	
21	事務局	政策推進課主幹	矢島 富男	
22	事務局	政策推進課主席主査	栗生田 寿彦	
23	事務局	政策推進課主任	石川 俊一	

(3) 作業部会名簿

部会名	課名	職名 (主幹級または主席級)	氏名
総務部会	総務課	主幹	岩田 幸夫
	政策推進課	主幹	新井 章 ◎
	税務課	主幹	柏盛 武昭 ○
	会計課	主席主査	大川 君子
	議会事務局	次長(主席主査)	山本 嘉彦
産業建設部会	環境保全課	主幹	平田 和久
	産業観光課	主幹	保田 義治 ◎
	建設課	主幹	恩田 勇 ○
	都市政策課	主席主査	武川 悟
	水道課	主席主査	岡部 孝一
厚生文教部会	町民生活課	主幹	寺山 富子 ◎
	福祉介護課	主幹	岸 栄子
	健康増進課	主幹	護守 一夫 ○
	子育て支援課	主幹	田嶋 明美
	学校教育課	主幹	青木 雅己
	生涯学習課	主席主査	今井 武
△	事務局(政策推進課)	主幹	矢島 富男
	事務局(政策推進課)	主席主査	栗生田 寿彦
	事務局(政策推進課)	主任	石川 俊一

※◎は部会長、○は副部会長

小川町第4次国土利用計画

平成 28 年 3 月

発行：小川町

編集：小川町政策推進課

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55

TEL 0493-72-1221 FAX 0493-74-2920